

施策大綱終了後の取組に関する意見書（案） 県民会議委員 意見照会結果

資料2-1

No	ページ	修正箇所	修正内容	修正理由	対応	委員
1	1	1 (1)総合的な施策の推進 「将来にわたり良質な水を安定的に確保するためには、これまでの取組では十分ではなく」	将来にわたり良質な水を安定的に確保するためには、広域に広がる水源の保全のために、より総合的な取り組みを拡充し、推進していくことが必要でした。	これまでの取組が十分ではなく、役割分担、地域分担があった。この度の税金を徴収することで、水源の保全に特化して、これまで手が入られなかったエリアに新たに人やお金を投じることができた、という認識のため。	施策大綱からの引用のため、原文のまましました。	乙黒
2	2	2 (1)現行の施策の評価に加筆 評価報告書の方にも記載する必要があるかもしれない。	1の施策大綱の特徴と意義の項で書かれている推進の仕組みとしての3つの「施策展開の視点」に対応して、以下の文書が必要ではないか。 「関係行政機関の連携」、「住民参加」、「順応的管理」という仕組みは、様々な環境関連施策において理想とされている事項であり、それに果敢に挑戦し、試行しつつ積み上げ、一つの成功モデルとして言われるほどに充実させてきた。この成功に近づけられた理由を整理しておく必要があるのではないか。たとえば以下のような事項。 ① 森林ではなく、水を対象にしたことで、奥山から里（市街地）まで、自然域から人間域まで、あるいは自治体の境界を越えて、生態系の視点で議論する土台とすることができたこと。 ② 以前から、神奈川県民の環境への関心が高いこと。 ③ 対象とする山域が他の都道府県に比べてコンパクトであり、議論の対象を絞り込みやすく、予算投下のコストパフォーマンスが高いこと。 ④ 日本政府が参加するG7で合意したネイチャー・ポジティブの思想に合致し、SDGs、グリーンインフラ、Eco-DRR、NbS、等々のキーワードに対応する社会システム、すなわちエコシステム・マネジメントの実験の場となっていること。（用語のすべてを並べる必要はない。また、それぞれの用語を用いる際には欄外に説明書きが必要）。		2 (1)に趣旨を記載しました。	羽澄

No	ページ	修正箇所	修正内容	修正理由	対応	委員
3	2	2 (1) 現行の施策の評価に加筆 評価報告書の方にも記載する必要があるかもしれない。	以下の内容を施策評価として書き込む必要がある。 ・ 森林管理とシカ管理を連動させるという方式、具体的には植生保護柵あるいは伐採跡地での柵の設置と、ワイルドライフ・レンジャー制度という捕獲体制を組み合わせた神奈川県的方式は、単純な個体数管理とは違い、シカの密度を管理しつつ被害を抑制するという、生態系の害を防除する効果的な方法として、日本の鳥獣行政の中でも神奈川県が先行してきたことであり、一つの成功モデルであること。 ・ これは他の自治体ではほとんど実行できていないことである。その理由は、水源税で予算が確保されたこと、対象山域がコンパクトであり、コスパがよいことによる。	全国的に頭を抱えているシカの問題を抑え込みつつあることは、神奈川モデルの成功事例の一つとして、加筆して評価しておくべきではないか。	評価報告書に記載します※意見書での評価は総括的な記載とします。	羽澄
4	2	2 (1) 現行の施策の評価 「経済的価値の経済評価を」	経済的価値の評価を	字句修正	全体の記載を見直しました。	木村
5	2	2 (1) 現行の施策の評価の4 ポツ目	(原文の最後に次の文章を追加) 特に、順応的管理により着実に成果を上げてきた点は高く評価できます。	・ 水源施策は科学的知見をもとに、順応的管理を導入して取り組んできたが、全国的にも例がない先進的なこの取組の評価をアピールして強調したい。	評価報告書に記載します※意見書での評価は総括的な記載とします。	小林
6	2	2 (2) 施策評価を踏まえた課題認識 ア 森林関係事業に加筆	イ 水関係事業の内容と同じく、「森林モニタリングの重要性」という項目を入れて、書き込む必要がある。	本編資料編の「4 モニタリング・評価資料」中に、河川モニタリング、地下水モニタリングと並列で、(1) 森林モニタリングの項が掲載されている。モニタリングは順応的管理の基本であるから、記載を省いてはいけないと考える。	2 (2) イの記載を見直し、2 (1) ウに追記しました	羽澄
7	2	2 (2) 施策評価を踏まえた課題認識 ア 森林関係事業 ・ 森林管理の仕組みの構築 について修正。 評価報告書本体にも書き込むべきことかもしれない。	ここには「2期計画では、民間主体の森林管理への誘導・・・」との記述があるが、15年を経た現段階としては、高齢化と減少という実行体制の現実を客観的にとらえて、今後の実行体制を検討する必要がある。これは林業技術者と狩猟技術者を含めた森林管理技術者としての課題。 その際に、神奈川県の実態が、ほぼ公的森林管理目的による補助金で支えられている現状、シカの捕獲も公的資金で支えている現状を踏まえ、かつ、県の人口が今後も減少していく現実を踏まえ、将来も公的に支えていかざるをえないことを客観的に受け止めた議論であるべき。	この項には、「今後に向けた課題」との記述があることから、実行体制に関する課題は、欠かせない事項である。順番としては、「ア 森林関係事業」に並ぶすべての事項に関係することから、最後に記載する。あるいは文書全体の流れによっては、「ウ 取組を支える仕組み等」の中に記載する事項かもしれない。	2 (2) アに興味を記載しました。	羽澄

No	ページ	修正箇所	修正内容	修正理由	対応	委員
8	2	2 (2) 施策評価を踏まえた課題認識 ア 森林関係事業 ・ 森林管理の仕組みの構築 の点線枠内	(課題として、次の要素も加えていただけないでしょうか) 木材価格の低迷など林業を取り巻く情勢は施策導入時から好転しておらず、5か年計画で目指す民間主体の森林管理への誘導は、未だ道半ばであることから、これらを踏まえた森林管理の仕組みの構築が必要である。	・ 施策によって森林の状態が良くなったことは大きな成果だが、人工林は施策終了後も繰り返しの整備が必要であり、今後も民間主体の森林管理を続けるには、継続的な支援が必要であることも、課題認識の一つではないでしょうか。 ※端的に言うとも森林整備や木材搬出への支援の継続が必要な点を課題認識にしておかないと、「3」以降の大綱後の取組の記載に繋がらないのでは、とも考えます。	2 (2)に趣旨を記載しました。	小林
9	2~4	2 (2) 施策評価を踏まえた課題認識	今後記載されることと思いますが、森林については、最終評価報告書のP59 の新たな知見、今後の課題も包含する必要があるかと思えます。河川については、P75 の新たな知見、今後の課題を包含する必要があるかと思えます。		趣旨を記載しました。	宮下
10	2~3	2 (2) 施策評価を踏まえた課題認識 ア 森林関係事業 ・ 森林管理の仕組みの構築		質問ではありませんが、意見書の2-3ページの記述内容と懇談会で出たご意見に関わって意見を記します。「森林管理の仕組みの構築」に関わって、課題とされる「民間主体の森林管理への誘導」は堅持しつつ、担い手育成を進めていくことは記載した方がいいと考えます。懇談会の中で高齢である私有林所有者に寄付を促すような制度が必要との意見がありましたが、一意見としては構わないものの、私有財産に行政が手を付けるかのような記述がこうした箇所に載るのであれば、それは相当な誤解を招くと考えます。あくまでも上記の方向で取り組んでいくことを基本とし、担い手の育成に取り組むべきかと考えます。	担い手の確保・育成の観点からの記載としました。	太田
11	3	2 (2) 施策評価を踏まえた課題認識 イ 水関係事業 ・ 水質改善にかかるモニタリングの重要性 「生態系に配慮した整備による水質改善効果はすぐに結果が出ないので」	生態系に配慮した整備による水質改善効果は、結果がでるのに年単位の時間を要する。ようやく最近取組結果が出始めた場所もある。このタイミングで活動に終止符を打つことは、今後確認される直近の取組結果を取りこぼすことになるのが残念だ。結果は結果としてモニタリングの仕組みは何か残したほうがいいのではないかと。結果が見えない状況＝水質が保全されている状況、ともとらえられる。	すぐに結果はでない、を具体的に結果を見るには年単位必要、と書く案です。3施策大綱期間終了後の県の取組に係る基本的考え方で触れていただいているので、くどいようでしたら、ボツにさせていただいて大丈夫です。	記載内容全体を修正しました。	乙黒
12	4	3 (1) 大綱期間終了後の水源環境保全・再生の取組 ア 特別対策事業のうち…確実に事業を実施すべきです。	ア 私有林の管理は、契約期間まで実施すればよいというものではありません。永続的な管理を担保する新たなシステムづくりを模索していく必要があります。	期間満了まで確実に実施すればよい、というものではないと思えます。 何らかの手を打って永続的に管理していくことを模索する必要があるのではないのでしょうか？それは行政・組合が担うと限定されるものではありません。	4 (1)アに趣旨を記載しました。	西田

No	ページ	修正箇所	修正内容	修正理由	対応	委員
13	4	3 (1)大綱期間終了後の水源環境保全・再生の取組 イ「これまでの施策の効果…」	施策の効果とは、P2の2 (1) の現行の施策の評価を指すものでしょうか？		評価報告書で示す効果を指しています。	宮下
14	4	3 (1)大綱期間終了後の水源環境保全・再生の取組 ウ「継続的に実施…」	継続の実施が必要とありますが、年数の記載は無理と思いますが「長期的かつ継続的实施」の方がよいかと思ひます。		3(1)の記載を(3)に統合・整理しました。	宮下
15	4	3 (2)水源環境保全を含む環境施策の長期展望	長期的展望について、第4部のP89示す水関係、流域治水関係、生物多様性保全もあつと思ひます。		3 (3)に記載しました	宮下
16	4	3 (2)水源環境保全を含む環境施策の長期展望 「…「かながわ森林再生50年構想」や関係法制度、国の方針等とも整合性を図るべきです。」	関係法制度、国の方針、世界的な条約に基づく国の方針等とも整合性を図るべきです。	追加箇所は、具体的には「生物多様性国家戦略2023-2030」を指す。条約締約国は、条約に基づいた「枠組み」に従い国家戦略等を自ら策定し、それを遵守する義務がある。本来は、国家戦略等を踏まえて県が独自の地域戦略を策定することになっているが、「かながわ生物多様性戦略」は2016年の策定であり、新国家戦略にも新枠組みにも対応しておらず、ひとまず準拠すべきは国家戦略になると思われる。	3 (3)に記載しました。	土屋
17	4	3 (2)水源環境保全を含む環境施策の長期展望 「かながわ森林再生50年構想」	この構想は平成9年～平成18年までの移行期間から始まり、平成18年からの丹沢大山の保全・再生対策及び水源環境保全・再生施策の導入を含め、50年間の森林再生の時代を経て、50年後のめざす姿が創出されているものと承知いたします。構想樹立後から17年近くが経過し、その間 かながわ水源環境保全・再生施策大綱が定められ、水源環境保全税が導入、様々な取り組みが行われた経緯があります。50年後のめざす姿の方向性は大きく変わらないかもしれませんが、この20年間の動きと評価が何らかの形でこの50年構想の中に位置づけられ、今後30年間の取り組む姿勢に包含できればと思ひます。意見書ではP4～P5の (3) で変化の対応としてより幅の広い包含した施策を展開すべきとされており、森林の持つ多くの公益的機能をさらに包含しながら神奈川の特有の森林の姿の提示も重要かと思ひます。施策大綱後、間もなく20年が過ぎようとしており、50年構想の見直しを行い、環境の変化に対応した新たな30年構想を描き出すことが第2ステップにつながるのではないかと思ひされます。		県民会議委員意見に記載しました。	宮下

No	ページ	修正箇所	修正内容	修正理由	対応	委員
18	4	3 (2) 水源環境保全を含む環境施策の長期展望 (3) 変化への対応 (4) 施策の実施主体として県が果たすべき役割	<p>具体的な文案はお任せしますが、施策懇談会で話題となった次の論点に賛成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林の多面的機能を県のインフラ(社会資本)として捉えて施策展開する。 ・これまでは「水の安定確保」に絞った第1ステップ、これからは特に森林の多面的機能など幅広い目的に対応する第2ステップ、という考え方。 <p>これらの趣旨を踏まえて、場合によっては、(2)と(3)を統合して記載することも考えられます。その場合、原案(2)の3行目以降「県政運営の～整合性を図るべきです」までの記述は、県の他計画との整合の問題なので、(4)に移行させたほうが座りが良いのではないのでしょうか。</p> <p>※理由：(2)(3)は県民会議としての政策提案に近いものであり、一方で行政計画上の整合を図ることは県の役割として当然のことでもあるため、両者を切り分けたほうが整理しやすいと考えます。</p>	<p>・第2ステップで森林の多面的機能や社会資本等を打ち出す場合、現行水源施策での「水関係事業」は一定の目的は果たせた、と整理しても差し支えないのでしょうか。(私個人的には所期の目的は果たしたものと理解しており、今後は水環境の監視等にとどめるのかな?と認識していますが…)</p>	長期展望(行政計画との整合性)については、3(3)に記載しました。	小林
19	4～5	3(3) 変化への対応 「大綱の20年間は、県によるNbSの取組の、「県民への良質な水の安定的確保」という単一目的に絞った第1ステップとして捉えるべきであり、第2ステップとしての大綱後は、上記の環境の変化に対応した、より幅広い目的を包含した施策を展開すべきです。」	<p>現行の生物多様性国家戦略は、2030年に向けた目標「ネイチャーポジティブ(自然再興)の実現」のための基本戦略の2として、「自然を活用した社会課題の解決(NbS)」を掲げている。大綱の取組は、こうした概念が成立する以前に、NbSに取り組んだ極めて先進的な試みと言える。大綱の20年間は、県によるNbSの取組の・・・</p>	<p>NbSについては、施策懇談会でも取り上げられており、また経済評価の一環として、県民会議の下に置かれた検討会でも既に昨年度に検討され、試行的な評価もされており、大綱後の取組の柱として、もっと大きく、中心的に取り上げられるべきと思う。</p>	3(2)に記載しました。	土屋
20	4	3(3) 変化への対応	<p>「・・・より幅広い目的を包含した施策を展開すべきです。」のあとに具体的な大項目を書き込んだほうがよいのでは。たとえば、国際的合意であるネイチャー・ポジティブ、SDGs、グリーンインフラ、Eco-DRR、等々のキーワードの実現目的のために・・・とか。(用語には欄外に説明書きが必要)</p>	<p>「変化への対応」とは、地球規模の環境変化への対処としてしっかり書くべきことで、これこそが人新生の21世紀を生きる人類の最大の課題であり、各国のそれぞれの地域の政策にしっかり落とし込んでいくとの認識を書き込むべき。その具体的施策は、次の各論で書き込む。</p>	引用元である2(3)に趣旨を記載しました。	羽澄

No	ページ	修正箇所	修正内容	修正理由	対応	委員
21	4	3 (3)変化への対応	<p>3 総論 (3) 森林を取り巻く変化への対応 近年、洪水や土砂災害を…・未だ鮮明な記憶として残っています。(このあとに) こうした気候変動による森林への被害を抑えるためには温暖化の根本的な原因であるCO2排出量を減らす努力をしていかななくてはなりません。 23年のCO2排出量は全世界で368万トン。日本は0.8%減ではありますが、世界全体から見ると、排出量は過去最高です。 CO2を出さないことも大事ですが、大気中のCO2を減らしていくためには森林の適切な管理が必須です。また木材の利用が効果的です。 今後も長期的な視点で森林の管理と木材生産が求められます。</p>	<p>災害後の土壌保全作業の強化は大切であるが、まずは災害の原因である温暖化を森林の力で減らしていくことの必要性を入れたい。 合わせて、木材を利用することがCO2削減につながることも入れたい。 施策懇談会で「林業は先がない」という発言があったが、だからといって切り捨ててはいけないのではないかと思います。</p>	4 (2)に趣旨を記載しました。	西田
22	5	4 (1)水源環境保全・再生施策の効果 を維持するために必要な取組 ア 森林関係事業 ・大綱終了後も契約が残る協定林等の森林整備 (全文)	<p>(例えば次のような案文ではいかがでしょうか) 水源協定林については、契約期間内の森林整備を着実に実施するとともに、契約満了後森林所有者に返還された森林の公益的機能を維持するため、巡視やモニタリングなど適正な森林管理がなされるよう仕組みを構築する必要があります。 また、長期施業受委託により確保された道近くの人工林については、繰り返しの整備が不可欠であることに加え、水源施策導入時よりさらに木材価格が低迷しており、未だ民間主体の森林管理への誘導が見通せない状況であることから、森林整備や木材搬出促進等の支援の継続が必要です。</p>	<p>・水源協定林は混交林を目指すため、契約満了後は積極的な整備は不要だが、公益的機能を維持できているかを把握する仕組みは必要。 ・一方、人工林は継続的な整備が必要であるが、施策導入時と比べ、木材価格の指数はH19に対しR4は0.65と低迷(県森連原木市場の市況調査)し、逆に人件費(普通作業員単価)は1.58倍と上昇しており、もはや民間の自助努力のみでは整備の継続が困難な状況。このため、施策終了後も継続的な支援は不可欠である趣旨を(どこかに)記載していただきたい。</p>	4 (1)アに趣旨を記載しました。	小林

No	ページ	修正箇所	修正内容	修正理由	対応	委員
23	5	4 (1) 水源環境保全・再生施策の効果 を維持するために必要な取組 ア 森林関係事業 ・大綱終了後も契約が残る協定林 等の森林整備のうち 「・森林所有者の高齢化・・・」に 加筆 先にあげた、2 (2) 課題認識の内容 を受けての記載。	以下の点を踏まえた記述が必要では。 ・ 森林管理技術者（林業技術者、狩猟技術者）の実 行体制の確保。 ・ 森林面積率が低く、林業が地域の主要産業である 自治体と比べて、林業重視の比重が小さいこと。ま た、首都圏であるからこそ他産業の比重が高く、山主 さんの林業経営へのこだわりが相対的に小さいこと。 その結果、相続が重なる中で森林所有者の多くが土地 を手放したくなっていること（要確認）。そうした神 奈川の実状を正しく受け止めて将来像を描く必要が ある。 ・ 神奈川の現状は、森林全体の公益的機能（森林資 源生産も含む）を重視した、公を主とする森林管理の 仕組みへと移行させるチャンスであり、林業の衰退を 前向きな転換への機会として活かす。 ・ これは産業として衰退した日本の森林・林業の新 しい管理の仕組みへの移行（パラダイムシフト）の先 行モデルとなりうるもの。	先の「変化への対応」の項を受けた、具 体的な要望の中身として書く必要がある	2 (2) アへの 記載と併せ て4 (2) に記 載しまし た。	羽澄
24	5	4 (1) 水源環境保全・再生施策の効果 を維持するために必要な取組 ア 森林関係事業 ・ 森林所有者の高齢化・世代交代 等に伴う森林管理に掛かる課題へ の対応 以下の文章、省略	文章の後に、 森林所有者に返還された森林については、今後も、 適正な森林管理が継続されるために、森林所有者が整 備できない場合には、県として森林を社会資本として 扱う施策を講じ、継続的に実施していく必要がある。	協定林を返還された森林所有者は高齢化 していたり、後継者に森林整備の意欲が無 かったりして放置されていく可能性が大き い。その時に、森林所有者が森林を県に寄 付するなど、社会資本として扱う事の出来 る道を確認して、整備を県が行うなど（実 際には県民の税金で森林組合、林業事業体 が実施）の施策を取っていくため。	2 (2) アへの 記載と併せ て4 (1) アに 記載しまし た。	古舘
25	5	4 (1) 水源環境保全・再生施策の効果 を維持するために必要な取組 ア 森林関係事業 ・ 森林所有者の高齢化・世代交代 に伴う森林管理に係る課題への対 応（全文）	（例えば次のような案文ではいかがでしょうか） 水源協定林等森林所有者に返還される森林について は、今後も相続等で細分化が進み、所有者の自発的な 森林管理意欲の減退も予想されることから、私有林の 今後の森林管理のあり方を検討していく必要がありま す。 また、今後の森林整備・管理を進めるためには、施 業管理を受託する森林組合等林業事業体の存在が不可 欠であることから、技術の継承と併せて、意欲と能力 のある森林の守り手の育成確保は、継続的に実施して いく必要があります。	私有林は、現在も相続等により細分化が進 行しており、現在も森林組合員の3%は所 在不明となっている。また、県や森林組合 に対し、所有者から、管理できない、誰か に管理を任せたい、寄付を受け入れてほし い、との相談も増えていることから、将来 的には私有林の管理のあり方を検討する必 要がある（具体策は示せないが）。 水源施策を通じて、意欲能力のある林業 事業体や若い担い手を育成してきたことも 施策の成果である。こうした森の守り手の 意欲・能力をさらに活かしていく必要があ る。	2 (2) アへの 記載と併せ て4 (1) アに 趣旨を記載 しました。	小林

No	ページ	修正箇所	修正内容	修正理由	対応	委員
26	5	4 (1) 水源環境保全・再生施策の効果 を維持するために必要な取組 ア 森林関係事業 に項目追加	4 (1) アの追加項目として ・SDGsや地球温暖化対策として、無花粉のスギ・ヒノ キの植林を促進する事 ・森林整備で得られた木材を市場で有効に活用するこ とによる地域経済の循環を促進する事 ・県民が研修やリクレーションの場として活用出来る 森林の構築 などを入れる。		4 (2)に趣旨 を記載しま した。	古舘
27	5	4 (1) 水源環境保全・再生施策の効果 を維持するために必要な取組 ア 森林関係事業	・水源林を通過する登山者対策 を追加	神奈川県の水源地である丹沢は、首都圏 の登山者に人気がある山々でもある。 年間47万4千人以上の登山者が入山し、 登山道は踏み固められ、それが原因でブナ の根が傷み枯れる。下草も踏まれて枯れ、 土がむき出しになりそれが原因で浸食がす すむ。また、山岳トイレで地面に浸透吸収 させる量も少くない。ブナの根や下草保 護で“木道”対策も一部で行われている が、全体からすれば僅かである。近年は湧 水の大腸菌検出箇所の大幅な増加があり、 生水を飲むことはできない。この点につ いて発言したが、除外されていたので書い た。	県民会議委 員意見に記 載しまし た。 現在、第4 期丹沢大山 自然再生計 画におい て、登山者 による環境 への影響軽 減対策に取 り組んでい ます。	太幡
28	6	4 (1) 水源環境保全・再生施策の効果 を維持するために必要な取組 ウ 取組を支える仕組み等 「・本施策の特徴である県民参加の 仕組み…」の文章を修正	中長期的に水源環境を良好に維持していくために は、その便益を享受する県民との協働連携が不可欠で す。よって、現在推進実施中の水源環境保全・再生施 策における県民会議の在り方仕組みを客観的に評価 し、施策の策定、事業実施、環境影響評価、事業改善 の各段階において、主体的に取り組める仕組みを維 持・改善すべきと考えます。これによりたとえば、県 民参加型の市民による事業モニタリングや、県民市民 参加型の環境モニタリング、最新の環境情報に基づく 順応的管理、教育・研究機関との連携など開かれた制 度設計や運営が実現されることを期待します。本取り 組みが、県民への水源環境保全に関する意識啓発と情 報提供を確実なものとし、水源環境の更なる改善・を より良く維持管理に有効かつするために必要不可欠に なります。	・「県民」への統一 ・同様な表現の繰り返しをなくす	記載内容全 体を修正し 3(3)に移動 しました。	稲野辺
29	6	4 (1) 水源環境保全・再生施策の効果 を維持するために必要な取組 ウ 取組を支える仕組み等 「市民による事業モニタリング」	県民による事業モニタリング	字句修正	修正しまし た。	木村
30	6	4 (1) 水源環境保全・再生施策の効果 を維持するために必要な取組 ウ 取組を支える仕組み等 「県民による事業モニタリング」	県民参加型の環境モニタリング	字句修正	修正しまし た。	木村

No	ページ	修正箇所	修正内容	修正理由	対応	委員
31	6	4 (2) 神奈川県を取り巻く環境の変化への対応	<p>●脱炭素社会 人工林の持続的 management はよいが、主要施策としてきた混交林化・複層林化の言葉が書かれていないのはおかしい。</p> <p>●生物多様性保全 ネイチャー・ポジティブ、生物多様性国家戦略2023-2030を踏まえ、30by30に関する文書もあったほうがよい。</p> <p>●気象災害リスクの土壌保全対策 この項目は、筆頭に書いたほうが県民に伝わる。</p>	先に総論で書いた地球規模の環境課題を踏まえての議論として、想定される事項を書き込む。県民に身近に思い浮かぶ内容の文書であるほうがよい。	4 (2) の項目順序を入れ替えました	羽澄
32	6	4 (2) 神奈川県を取り巻く環境変化への対応 ・脱炭素～ ・生物多様性 ・気象災害リスク	加筆する形で、 ・森林を木材資源から、水道水源としての浄水資源、二酸化炭素吸収資源として視点を変えて捉えた価値と管理手法。	排出された二酸化炭素を森林が吸収するという視点で価値を見出し、大気を浄化する機能について注目する発言をした。その事である。効率の良い広葉樹林面積を広げ、ブナの衰退により草地化した山の尾根部分に代わる広葉樹植林を施し緑化を進め、二酸化炭素を吸収させ、雨水を受け止め地下に誘導して湧水とする浄水機能に注目した取り組みを推進することと維持管理が必要ではないかという考え。	県民会議委員意見に記載しました。	太幡
33	6	4 (2) 神奈川県を取り巻く環境の変化への対応 ・脱炭素社会の実現に資する人工林の持続的な管理(林道から200m以内) (全文)	(例えば次のような案文ではいかがでしょうか) 昨今、カーボンニュートラルの実現に向けて、森林の持つ二酸化炭素の吸収・固定等の公益的機能の重要性が再認識され、また、花粉発生源対策としての森林管理のあり方が注目されています。 また、林道近くの人工林は高林齢化しており、これまで以上に森林資源の循環利用を果たしていく必要があります。 そこで、脱炭素社会の実現や資源循環、花粉発生源対策にも貢献できるよう、高林齢化した人工林について、森林の公益的機能との整合を図りつつ、伐採から植栽、保育までを総合的に推進する取組が必要です。		4 (2) に記載しました。	小林
34	-			質問ではなくコメントになります。最終評価報告書ならびに意見書の最後の章の中で、過日の懇談会で提起された「社会資本」(等)として森林の位置づけていくことを提言することはあっていいのではないかと思います。1つの問題としてどのコンセプトを使うかということがあるかと思います。思い当たる限りでは社会資本(たくさんの学者が議論してきました)、インフラストラクチャー(池上惇)、社会的共通資本(宇沢弘文)ですが、それぞれ議論がありまして慎重な検討が必要かと思います。	林野庁、神奈川県で「緑の社会資本」を使用しているため「緑の社会資本」を使用しました。	太田

No	ページ	修正箇所	修正内容	修正理由	対応	委員
35	-			「かながわモデル」	記載しました	稲野辺